

# 委託業務特記仕様書（令和5年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **（業務スケジュール管理表）**

- 第6条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

#### **（Web会議【受注者希望型】）**

- 第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）**

- 第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### **（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）**

- 第9条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

## (本業務の特記仕様事項)

**第10条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

### 業務目的

本業務では、CCTV 設備の配置計画および設計を行う。この設備は、徳島県（指定管理者）が管理する鳴門ウチノ海総合公園において空間監視を実現し、公園利用者の安全の確保及び犯罪防止、また事件発生時の早期解決を目的とするものである。

## 第1章 一般事項

### 1. 1 適用規格等

本業務を実施するにあたり、本仕様書に定めのない項目については、関係法規、規格、基準等に従わなければならない。

### 1. 2 構造等

#### (1) 構造

本仕様書に基づく各機器、装置は、その操作および保守が容易な形式、構造とする。

#### (2) 周囲条件

##### a) 屋外設備

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| ア. 周囲温度 | -10℃～+40℃              |
| イ. 相対湿度 | 10～90%RH 以下(但し、結露なきこと) |
| ウ. 耐風速  | 最大瞬間 60m/sec(非破壊)      |

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| b) 電源条件 | AC100V±10% 60Hz |
|---------|-----------------|

#### (3) 塗装

- 汎用品については、製作メーカー標準の塗装処理とする。
- CCTV 設備、CCTV 機器収容架は屋外設置機器となるため、太陽光による熱影響を考慮し、遮熱塗装や遮熱板等の熱対策を施すものとする。

## 第2章 業務内容

業務内容は、下記のとおりとする。

### CCTV 設備設計

#### (1) 打合せ

設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、着手時、中間打合せ1回、納品時の計3回の打合せを行う。

#### (2) 計画準備

関係資料の収集・整理を行い、業務計画書の作成を行う。

#### (3) 現地踏査

既存資料の収集・整理を行った後、現地の状況を把握する。

#### (4) 設備配置計画

業務目的に沿った CCTV 設備の配置計画を行う。

(5) 設備詳細設計

設備配置計画に基づき、CCTV 設備の詳細設計を行い、工事の発注積算に必要な設計図面を作成する。作成した設計図から、工事に必要な数量を数量算出要領に従い、工種毎に数量計算を行う。

(6) 概算工事費算定

設備詳細設計を基に概算工事費の算定を行う。

(7) 報告書作成

計画から設計までの成果を、報告書として取りまとめる。